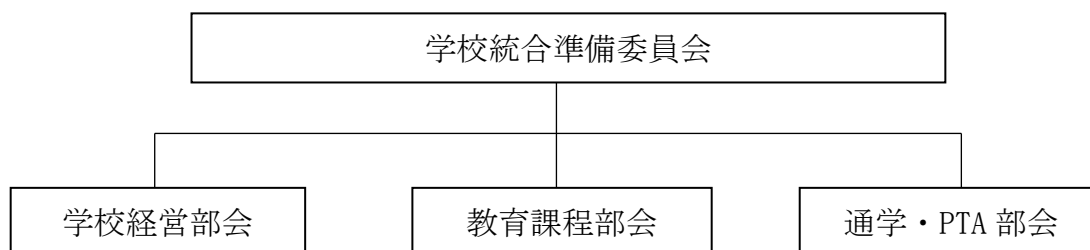


各専門部会の設置、専門部会員の選出について

1 専門部会の設置について(要綱第7条)



2 専門部会の具体的な協議内容と部会員について(案)

部会名	具体的な協議内容	部会員
学校経営部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合校の学校経営デザイン ・ 教材、備品、文書などの取扱い ・ 運動着等学校指定用品の取扱い ・ その他 	校長 (副校長)
教育課程部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前交流事業の計画と実施 ・ 教育課程、学校行事 ・ 地域交流事業 ・ 児童会、委員会活動 ・ その他 	教諭 (副校長) 地域代表
通学・PTA部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路とスクールバスの運行 ・ P T A組織、規約 ・ 学童保育について ・ その他 	保護者代表 副校長

※1 校名、校歌、校章については、全体での協議とする

※2 閉校記念事業については、別途協議する

※3 学校跡地の利活用については、別途協議する

3 学校統合準備委員会と専門部会の進め方について

準備委員会	学校経営部会	教育課程部会	通学・PTA 部会
第1回（11月）			
	○	○	○
第2回（○月）			
	○	○	○
第3回（○月）			
	必要に応じて開催		
学校統合説明会			
統 合			

- ・ 専門部会は、前ページ表の協議内容の項目について、協議・検討する。
- ・ 専門部会は、必要と認めるときは、参集する委員等を調整することができる。
- ・ 専門部会は、協議結果を準備委員会へ報告する。
（部会長は、報告書を事務局に提出する）
- ・ 準備委員会は、各専門部会で話し合った内容を共有し、全体で統合に向けた必要事項の協議を行う。
- ・ 教育委員会は協議内容を整理し、両校 PTA 及び新入学児童の保護者に対し、学校統合にかかる説明会を開催する。

4 部会長、副部会長の互選について